

令和7年9月19日

簡易パーキング・チェーン着脱場をご利用頂く際の注意事項

簡易パーキング・チェーン着脱場（以下「パーキング等」という）は、国道を利用される方の休憩や峠、山岳部で気象条件の急変時のタイヤチェーンの装着及び離脱を安全に行っていただく施設です。

道路利用者の皆様に安全で快適にご利用いただくため、以下に記載する各事項を守り、ご利用いただきますようお願いします。

1. 禁止行為

- 一 目的を逸脱した長時間・長期間駐車等を行うこと。
- 二 車両（シャーシ含む）を放置したままパーキング等から立ち去ること。
- 三 コンテナ等を存置（あるいは仮置き）し、不法に占有すること。
- 四 施設、設備、器物、樹木などを滅失、毀損、または汚損すること
- 五 家庭ゴミ、事業ゴミ、汚物及び危険物の放置又は不法投棄をすること。
- 六 他の利用者の迷惑、危険または利用上の妨げとなる行為をすること。

2. 長期間放置された車両に対する措置

放置車両を発見した場合、パーキング等の環境保持又は交通に支障をきたしているとして、移動催促の警告書を貼付（公示）し、または放置車両の登録上の所有又は使用者等（以下「所有者等」という）に通知し、移動されない場合、当局が当該放置車両を移動することがあります。なお、管理上必要な場合は、緊急措置として所有者等へ通知せず、移動することがあります。

3. その他

- 一 施設内における事故・荷物の破損等について、一切の責任を負いかねます。
- 二 災害、事故、工事、除雪作業等の際には、道路管理者または警察の指示に従っていただきますようお願いします。
- 三 本注意事項は、利用状況等に応じて、適宜更新する場合があります。